南部町規則第２５号

南部町特殊詐欺から町民を守る緊急対策事業補助金交付規則をここに公布する。

令和８年１１月６日

南部町長　　陶山　清孝

（公印省略）

南部町特殊詐欺から町民を守る緊急対策事業補助金交付規則

（趣旨）

第１条　この規則は、高齢者世帯の住宅への防犯機能付電話機の導入を推進することにより、町民の特殊詐欺による被害を未然に防止することを目的として交付する南部町特殊詐欺から町民を守る緊急対策事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　高齢者世帯　６０歳以上の者が居住する世帯をいう。

(2)　防犯機能付電話機　電話着信時に通話内容を録音することを自動で相手に伝える「事前予告機能」、「通話録音機能」及び「ナンバーディスプレイ機能」(子機を備えている場合は､子機でも同様の機能を有すること｡)を備えたものをいう。

（補助金の交付）

第３条　町は、第１条の目的の達成に資するため、別表の第１欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第２欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

２　本補助金の額は、補助事業の実施に要する別表の第３欄に掲げる経費の額（千円未満の端数は切り捨てる。）と、同表第４欄に定める額のいずれか低い額とする。

（交付申請及び実績報告の時期）

第４条　本補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該年度の１月３０日までに、南部町特殊詐欺から町民を守る緊急対策事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第１号）に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1)　誓約書兼同意書（様式第３号）

(2)　購入実績（購入品に係る仕様・購入量・購入日）及び購入・設置代金を支払済であることが確認できる書類（レシート、領収書等の写し）

２　前項の規定による申請は、令和８年４月１日以降に購入した防犯機能付電話機に係る経費を対象とする。

（交付決定及び交付額確定の通知）

第５条　町長は、前条の規定による本補助金の交付申請及び実績報告があったときは、速やかにその内容を審査し、適当であると認めるときは、交付決定

及び交付額の確定を行い、南部町特殊詐欺から町民を守る緊急対策事業補助金交付決定通知書及び交付額確定通知書（様式第２号）により通知する。

２　町長は、交付決定後、虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、前項の規定による交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

（補助金の請求）

第６条　申請者は、本補助金の交付を請求しようとするときは、南部町特殊詐欺から町民を守る緊急対策事業補助金請求書（様式第４号）により請求しなければならない。

（その他）

第７条　この規則に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（失効日）

２　この規則は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの規則の規定に基づきなされた交付決定に係る補助金の交付に係る手続に関しては、当該交付等が完了するまでの間、同日後も、なおその効力を有する。

別表（第３条関係）

1 補助事業	2 補助対象者	3 補助対象経費	4 補助上限額
居住する住宅の防犯のために防犯機能付電話機を購入する事業	南部町内に住所を有する６０歳以上の者又はその同一世帯員 ただし､以下に該当しないこと。 ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第７７号。）第２条第２号に規定する暴力団をいう｡以下同じ。）、暴力団員及び暴力団等の利益につながる活動を行い､又は暴力団等と密接な関係を有する者	防犯機能付電話機の購入･設置に要する経費（ただし、設置に要する経費は専門業者が行う場合のみ対象とする。） ※消費税及び地方消費税を含む。 ※合計額について、千円未満を切り捨てる。 ※令和８年４月１日以降に購入・設置した防犯機能付電話機に係る経費とする。	１世帯当たり １５，０００円

【注意事項】

・「南部町犯罪から町民を守る防犯機器購入補助金」を活用して防犯機能付電話機を設置した住宅及び世帯は補助対象としない。
・本補助金の交付は、１つの住宅及び世帯に対して１回限りとする。
・補助対象経費は、防犯機能付電話機本体の購入・設置に要する経費とし、別売りの付属品、振込手数料、商品配送料は対象としない。
・代金の支払方法のうち、仮想通貨、クーポン及び各種ポイントによる支払をしたものは除く。
・紛失・破損・盗難等による防犯機能付電話機の再購入は補助対象としない。

様式第１号（第４条関係）

年　　月　　日

南部町長　様

（申請者）郵便番号
住　　所
氏　　名
電話番号

南部町特殊詐欺から町民を守る緊急対策事業補助金交付申請書
兼実績報告書

南部町特殊詐欺から町民を守る緊急対策事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請及び実績報告します。

申請者は、　□60歳以上の者です。　　□60歳以上の者と同一世帯員です。

記

１　交付申請額（実績報告額）

算定基準額 （購入経費①）	円（千円未満切捨て）
交付申請額（実績報告額） （購入経費①と15,000円のいずれか低い額）	円
購入年月日	年　　月　　日
添付書類	・誓約書兼同意書（様式第３号） ・購入実績（購入品に係る仕様・購入日）及び購入・設置代金を支払済であることが確認できる書類（レシート、領収書等の写し）

２　他の補助金の活用

活用の有無（　有　・　無　）

※必要事項を記載するほか、チェック欄にチェックマーク☑を記載してください。

様式第２号（第５条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

南部町長

南部町特殊詐欺から町民を守る緊急対策事業補助金交付決定通知書
及び交付額確定通知書

年　　月　　日付の申請書で申請のあった南部町特殊詐欺から町民を守る緊急対策事業補助金（以下「本補助金」という。）については、南部町特殊詐欺から町民を守る緊急対策事業補助金交付規則（以下「規則」という。）第５条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、併せて交付額を確定したので、通知します。

記

１　交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

（１）算定基準額　　金　　円

（２）交付決定額　　金　　円

２　補助金の額の確定

本補助金の確定額は、前記１の（２）の交付決定額のとおりとする。

３　補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等については、規則の規定に従わなければならない。

様式第３号（第４条関係）

誓約書兼同意書

南部町長　様

南部町特殊詐欺から町民を守る緊急対策事業補助金交付申請書兼実績報告書の提出に当たり、下記のとおり誓約及び同意します。

記

	誓約・同意事項欄	チェック欄
1	購入した防犯機能付電話機は、申請者又は同一世帯員の６０歳以上の者が使用し、転売・譲渡等を目的としていません。	□
2	今回申請する防犯機能付電話機について、他の補助金の交付は受けていません。	□
3	南部町から、本補助金に関し報告・調査の求めがあった場合は、これに応じます。	□
4	暴力団、鳥取県暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団員、暴力団員及び暴力団等の利益につながる活動を行い、又は暴力団等と密接な関係を有する者ではありません。	□
5	補助金交付後、補助要件を満たしていないこと、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明し、交付決定が取り消された場合は、指示に従い速やかに補助金を返還します。	□
【申請者が60歳以上の者と同一世帯員である場合】		
6	60歳以上の者と同一世帯員です。 （60歳以上の者の生年月日及び氏名を記入してください。） 生年月日　　年　　月　　日 氏名	□

年　　月　　日

申請者　住所

氏名

生年月日　　年　　月　　日

※「南部町特殊詐欺から町民を守る緊急対策事業補助金交付申請書兼実績報告書」（様式第１号）と併せて提出してください。（チェック欄にチェックマーク☑を記載してください。）

様式第４号（第６条関係）

南部町特殊詐欺から町民を守る緊急対策事業補助金交付請求書

一金　　円

年　　月　　日付　　第　　号をもって確定のあった南部町特殊詐欺から町民を守る緊急対策事業補助金について、南部町特殊詐欺から町民を守る緊急対策事業補助金交付規則第６条の規定により請求します。

年　　月　　日

南部町長　様

申請者　住所

氏名